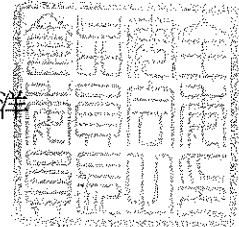




府食第298号
令和2年3月24日

農林水産大臣
江藤 拓 殿

食品安全委員会
委員長 佐藤 洋



食品健康影響評価について（回答）

令和2年3月17日付け元消安第5834号をもって農林水産大臣から食品安全委員会に意見を求められた事項について、下記のとおり回答いたします。

記

今回意見を求められたその他の内臓機能検査用器具（無線式ルーメン pH センサ）の使用に当たり牛の体内で拡散する塩化カリウムについては、既に食品安全委員会の食品健康影響評価において、動物用医薬品の成分としては、「本製剤が適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられる」と評価され、動物用ワクチンの添加剤としても、「食品添加物として使用されている成分であって、動物用ワクチン添加剤として含まれる塩化カリウムの食品健康影響は、食品添加物として通常摂取される場合と、ヒトの健康影響に及ぼす影響が変わるものではないと考えられる」と評価されている。

また、本機器が適切に使用される限りにおいて、塩化カリウムはこれらの用量を超えて牛に摂取されるものではない。

したがって、本機器が動物用医療機器として適切に使用される限りにおいては、食品を通じてヒトの健康に影響を与える可能性は無視できるものと考えられることから、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。

以上